

三木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 26,877	千円 14,497,013	千円 553,605	千円 2,096,696	% 14.4	% 15.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

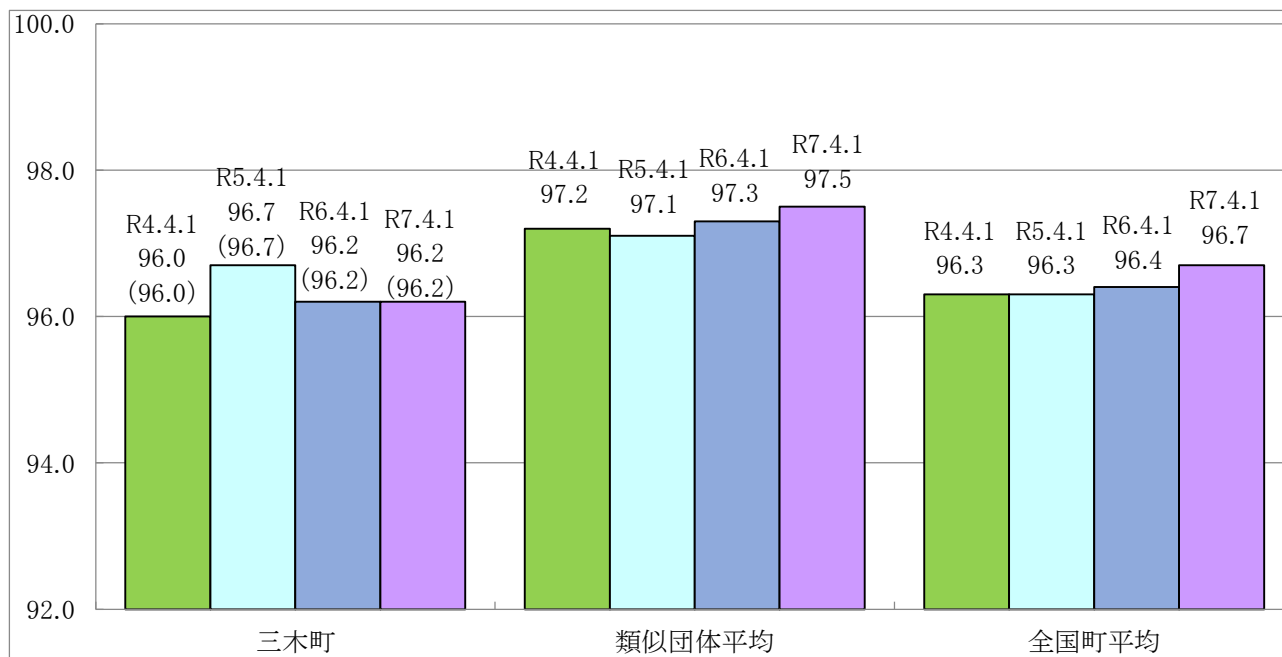
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 192	千円 651,238	千円 136,896	千円 271,536	千円 1,059,670	千円 5,519	千円 5,979

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の7、8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準において支給対象外となったため、三木町においても支給しないこととする。
(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き下げることにし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは1%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	2%	1%
三木町の支給割合	3%	2%	1%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

(5)特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三木町	41.1 歳	316,700 円	377,548 円	345,600 円
香川県	42.8 歳	332,433 円	422,306 円	365,050 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.3 歳	317,183 円	385,375 円	353,947 円

② 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三木町	52.1歳	7人	265,400円	288,971円	281,700円	—	—	—	—
うち給食調理員	52.1歳	7人	265,400円	288,971円	281,700円	飲食物調理従事者	44.7歳	255,800円	1.13
香川県	54.7歳	6人	322,687円	347,801円	339,721円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	51.4歳	6人	300,025円	336,084円	321,797円	—	—	—	—

区分	【参考】年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三木町	—	—	—
うち給食調理員	4,721,652 円	3,394,000 円	1.39

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～6年の3カ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三木町	37.3 歳	284,700 円	323,376 円
香川県	40.9 歳	361,757 円	407,576 円
類似団体	40.8 歳	313,424 円	351,860 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区	分	三木町	香川県	国
一般行政職	大学卒	225,600円	225,600円	220,000円
	高校卒	194,500円	194,500円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（7年4月1日現在）

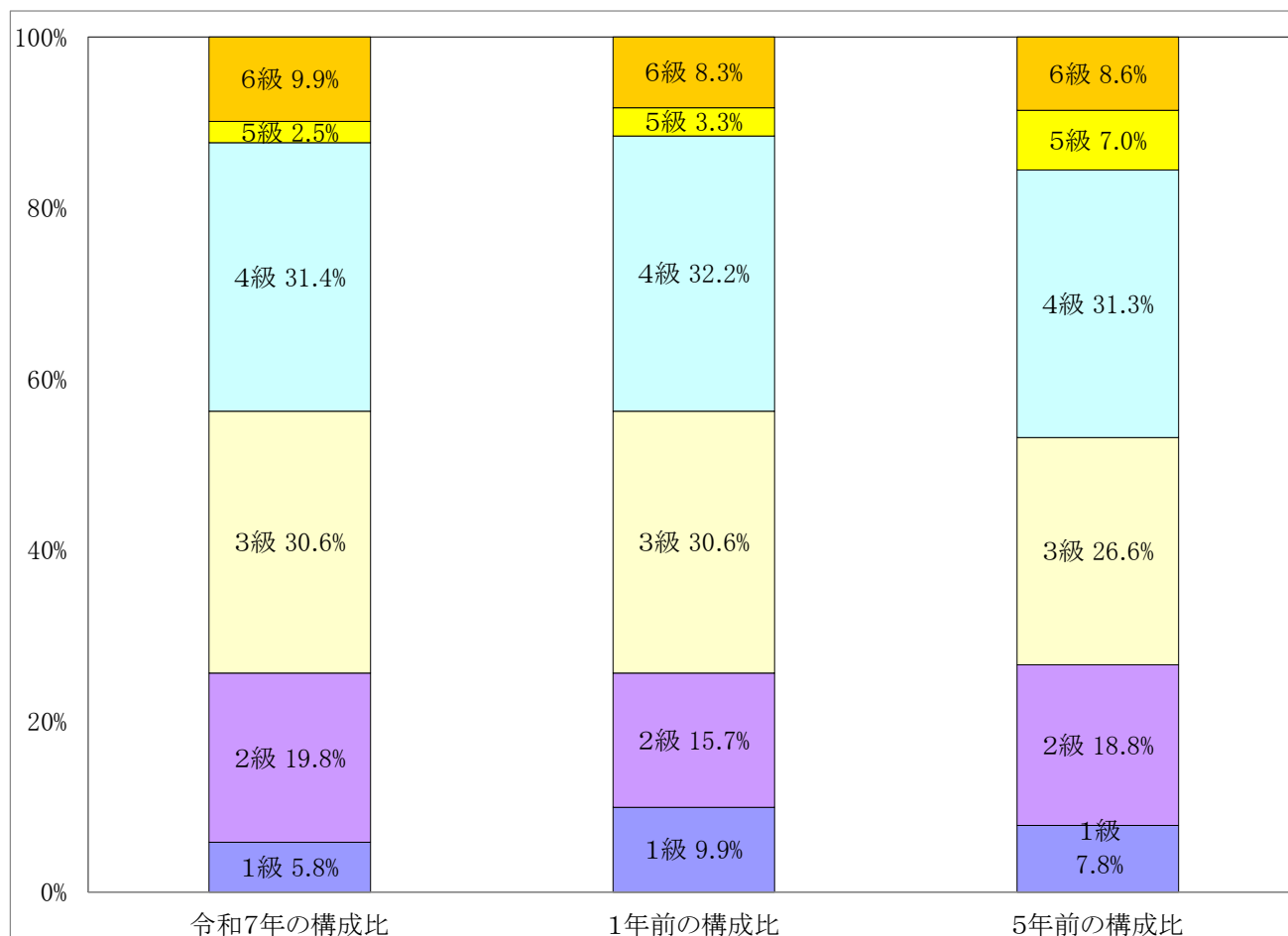
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	292,500円	363,200円	375,100円	398,700円
	高校卒	276,400円	—円	—円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

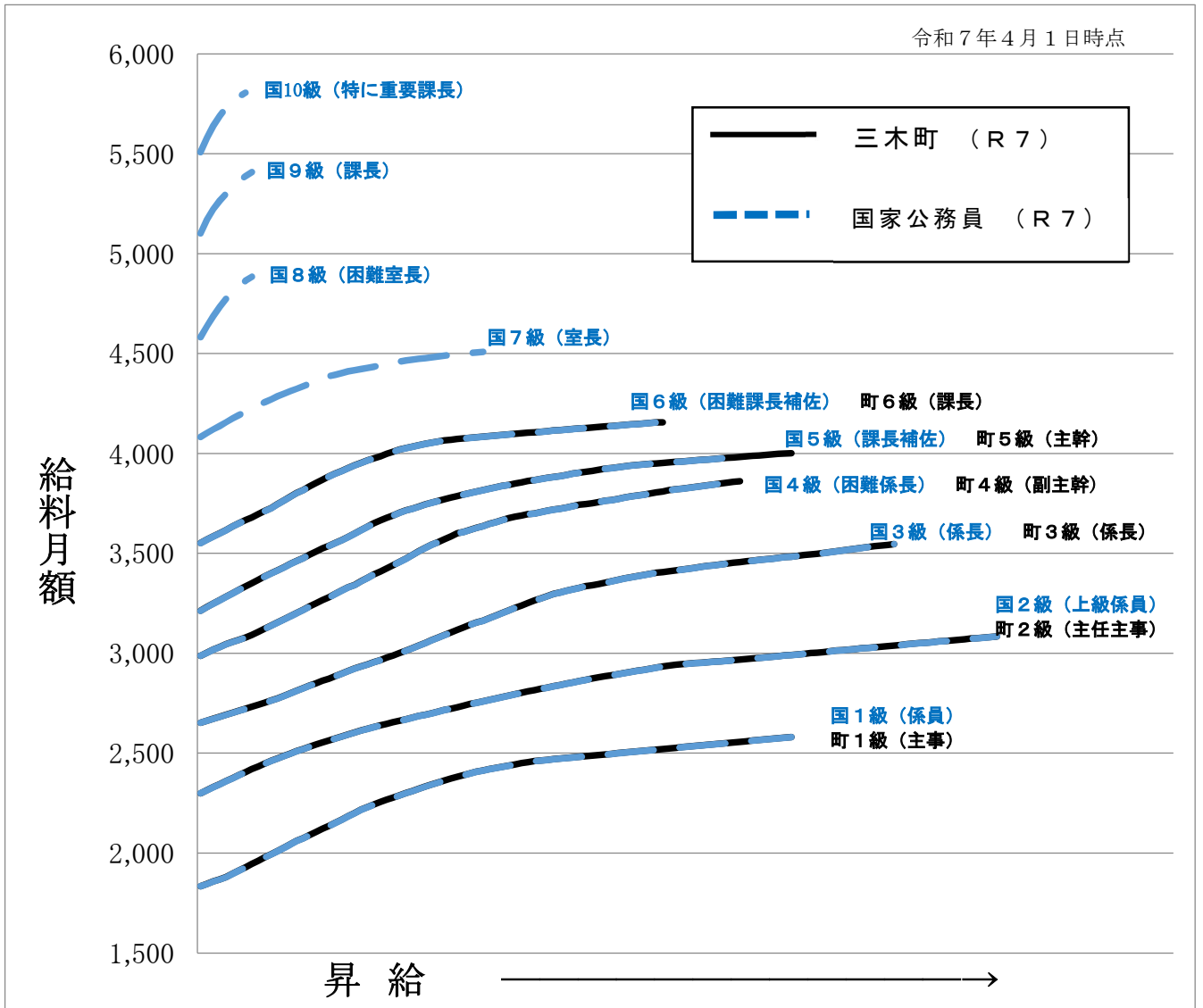
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	12人	9.9%	355,200円	415,700円
5級	課長・主幹	3人	2.5%	321,300円	400,200円
4級	課長補佐・副主幹	38人	31.4%	298,800円	386,100円
3級	係長・主査	37人	30.6%	265,300円	354,700円
2級	主任主事	24人	19.8%	230,000円	308,500円
1級	主事	7人	5.8%	183,500円	258,100円

- (注) 1 三木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（三木町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	○	△	○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 木 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,385 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,785 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（三木町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

三 木 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 割増率2～20%			定年前早期退職特例措置 割増率2～45%		
1人当たり			—		
平均支給額			6,448千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		20,515 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		100,563 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
三木町	2 %	214 人	2 %

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		— %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫業務従事手当	一般行政職、看護・保健職	感染症法に規定する感染症の病菌に汚染された区域で行う患者の看護及び病菌の処理作業	0千円	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	60,599 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年決算）	360 千円
支給実績（5年度決算）	57,101 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年決算）	330 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制度 と の 異 同	国 の 制度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・ 配偶者 3,000円 ・ 子 11,500円 ・ 父母等 6,500円 ※16歳の年度初めから 22歳の年度末までの間にある子 一人につき5,000円加算	同	—	千円 18,033	円 231,192
住 居 手 当	自ら居住するための住宅を 借り受け、一定額を超える 家賃を支払っている職員に 支給 【借家・借間居住者】 ・ 家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・ 家賃23,000円超 (家賃の額－23,000円) × 1/2+11,000円 ※最高支給限度額27,000円	異	国： ・ 家賃27,000円以下 家賃－16,000円 ・ 家賃27,000円超 (家賃の額－ 27,000円) ×1/2 +11,000円 ※最高支給限度額 28,000円	千円 12,107	円 263,195
通 勤 手 当	通勤のため、交通機等を利用 する職員、自動車等を使用 する職員等に支給 【公共交通機関利用者】 ・ 6箇月定期等低廉な価格 による運賃等相当額、上限 150,000円 【交通用具使用者】 ・ 片道の距離に応じて 2,700円から30,700円	異	国： 【交通用具使用者】 2,000円から 38,700円	千円 7,566	円 59,109
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員のうち規則で定めるも のについて支給 ・ 31,000円から65,000円	異	支給金額	千円 13,680	円 547,200
管理職員特別 勤務手当	管理職員が臨時または緊急 の必要により週休日等に勤 務した場合に支給 (大規模な災害または重大 な事件等が起こった場合の 緊急性を有する業務を処理 するための勤務に限る。) ・ 勤務1回につき職務に応 じ12,000円内	同	—	千円 119	円 7,000
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた 職員に支給 ・ 勤務1回につき4,400円	同	—	千円 4,277	円 36,870

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
単身赴任手当	採用や異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・30,000+加算額（配偶者住居との距離に応じて8,000～70,000円）	同	—	千円 0	千円 0

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	850,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副町長		920,000 円 / 559,000 円
報酬	議長	373,000 円	499,000 円 / 280,000 円
	副議長	310,000 円	430,000 円 / 214,000 円
	議員	284,000 円	400,000 円 / 189,000 円
期末手当	町長	(令和6年度支給割合)	
	副町長	2.50 月分	
退職手当	議長	(令和6年度支給割合)	
	副議長	2.50 月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×勤続期間の月数 ×36.5/100	14,892,000円 退職した日から起算して1月以内
		給料月額×勤続期間の月数 ×22.0/100	6,737,280円 退職した日から起算して1月以内
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

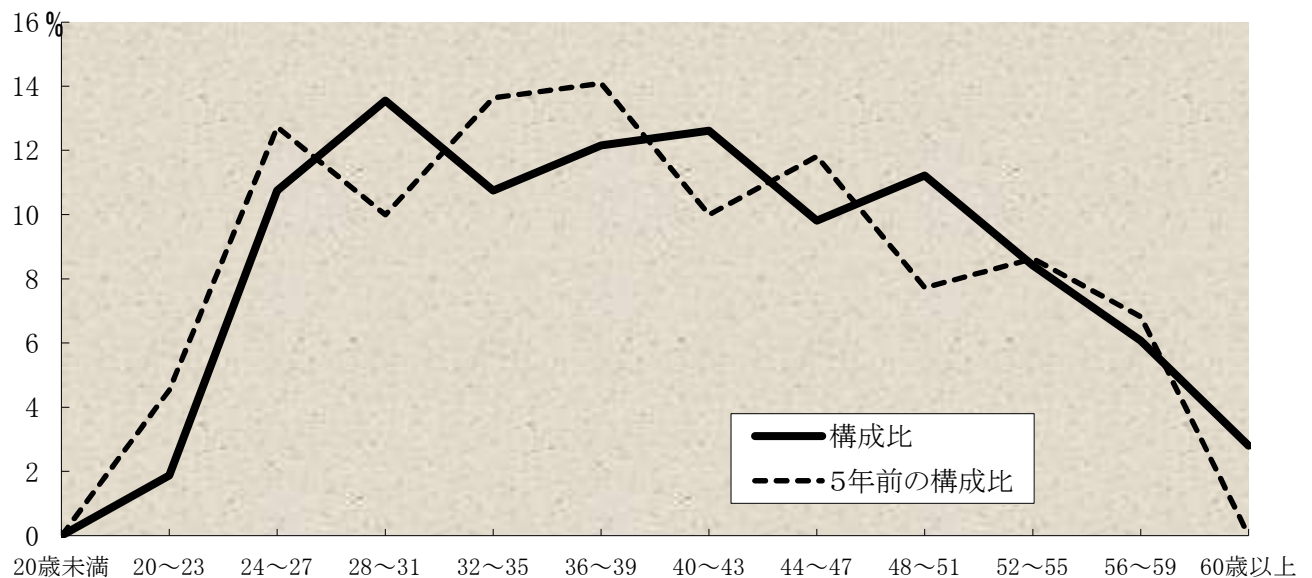
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	-	休職中職員及び役職定年後職員の配置5名増 退職職員不補充のため1名減 再任用短時間勤務職員の配置のため1名減 退職職員不補充のため1名減 香川県との人事交流職員配置のため1名減
		総務企画	41	46	5	
		税務	13	12	△1	
		民生	46	44	△2	
		衛生	13	12	△1	
農林水産		12	12	-		
商工		8	8	-		
土木	11	10	△1			
	計		147	147	-	<参考> 人口1万当たり職員数 54.69人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 54.10人)
	教育部門		45	46	1	給食センターの稼働開始に伴う職員の配置のため1名増
	小計		192	193	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.80人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.47人)
会計部門	水道		1	0	△1	香川県広域水道企業団への身分移管のため1名減 香川県との人事交流解除に伴う職員配置のため1名増
	下水道等		8	8	-	
	その他		12	13	1	
	小計		21	21	-	
合計			213	214	1	<参考> 人口1万当たり職員数 79.62人
			[232]	[232]	[]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	27人	28人	18人	29人	30人	19人	22人	16人	14人	6人	213人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	147	144	145	150	147	147	-(%)
教育	46	43	45	44	45	46	-(%)
普通会計計	193	187	190	194	192	193	-(%)
公営企業等会計計	27	26	25	26	21	21	▲6(▲28.5%)
総合計	220	213	215	220	213	214	▲6(▲2.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。